

介護老人福祉施設利用契約書

____様（以下、「利用者」といいます）と社会福祉法人 勝山幸寿会（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う介護老人福祉施設サービスについて、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、介護福祉施設サービスを提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

この契約の契約期間は、令和 ____年 ____月 ____日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

2. 契約満了日の1ヶ月前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、かつ、利用者が要介護認定の更新で要介護者（要介護1～5）と認定された場合は契約は更新されるものとします。

第3条（施設サービス計画）

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- （1）利用者について解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で、介護福祉施設サービスの目標およびその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を明記した施設サービス計画を作成します。
- （2）必要に応じて施設サービス計画を変更します。
- （3）施設サービス計画の作成及び変更に際しては、その内容を利用者およびその家族に、説明し、同意を得るものとします。

第4条（介護保険給付対象サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、施設サービス計画に沿って、利用者に対して、入浴、排泄、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。

2. 前項の費用の額は『重要事項説明書』のとおりです。

第5条（介護保険給付対象外サービス）

事業者は、利用者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。

- （1）食事の提供
- （2）居住の提供

(3) 利用者に対する理美容サービス

(4) 利用者の預り金管理

2. 前項サービスの費用負担が必要なものについては、その利用料金は、利用者が負担するものとします。

3. 第1項の費用の額は、『重要事項説明書』のとおりです。

4. 事業者は、『重要事項説明書』に定めた内容について、利用者およびその家族にわかりやすく説明します。

(人権の擁護および虐待防止のための措置)

第6条 事業者は、利用者の人権の擁護および虐待の防止等のため、次に掲げる措置を講じます。

(1) 虐待の防止に関する責任者を選定します。

(2) 成年後見制度の利用支援を行います。

(3) 職員に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修を実施します。

2. 職員は、事業所内および利用者の居宅その他の場所において、当事業所の職員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者のこと）その他の者により、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

第7条（身体拘束の廃止）

事業者は、利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限する行為を行いません。

2. 事業者は、施設長や医師等で構成する「身体拘束廃止委員会」において、前項の緊急やむを得ない場合（切迫性、非代替性、一時性の要件を満たす場合）に該当するかどうか十分検討します。

3. 事業者は、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合でも、常に観察、再検討し、緊急やむを得ない場合の要件に該当しなくなった場合には直ちに解除します。

4. 事業者は、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を、利用者やその家族等にできる限り詳細に説明し、同意を得ます。

5. 事業者は、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録します。

第8条（褥瘡対策等）

施設は、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備します。

第9条（要介護認定の申請に係る援助）

事業者は、利用者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるように、利用者を援助します。

2. 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定の申請を利用者に代わって行います。

第10条（サービスの提供の記録）

事業者は、介護福祉施設サービスの提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後5年間保管します。

2. 利用者は、祝日を除く月曜日から金曜日の9:00～17:00に当施設の事務室にて、当該利用者に関する前項のサービス実施記録を閲覧できます。また、その記録の複写物の交付を受けることができます。

第11条（料金の支払い及び料金の変更）

利用者又はその家族は、サービスの対価として『重要事項説明書』に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。

2. 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月10日までに利用者またはその家族に通知します。

3. 利用者またはその家族は、当月の料金の合計額を翌月20日までに、事業者が指定する方法で支払います。料金の支払いを受けた後に、事業者は領収書を発行します。

4. 利用者の要介護認定の区分に変更があった場合は、『重要事項説明書』に記載された額に変更することとします。

5. 利用者の経済的事項の変化により、負担額認定等に変更があった場合は、介護保険法令等関係諸法令の趣旨に従い、利用料金を変更するものとします。

6. 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、当該介護保険給付対象外サービス利用料金を相当な額に変更することができます。

7. 介護保険法令等関係諸法令の改正があった場合は、その内容に応じた額に変更するものとします。

8. 前6項、前7項の変更があった場合は、利用者又はその家族に対して変更内容を1ヶ月前までに文書で説明した上で、変更に同意する旨の文書に記名押印を受けるものとします。

9. 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、この契約を解約することができます。

第12条（契約の終了）

利用者は事業者に対して1ヶ月間の予告期間において、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

2. 事業者は、次の事由に該当した場合に利用者に対して、1ヶ月間の予告期間において、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

- (1) 利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず1ヶ月以内に支払われない場合。
- (2) 利用者が病院または診療所等に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、または入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合。
- (3) 利用者が事業者やその職員または他の利用者に対して、この契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合。
- (4) 事業者がやむを得ない事情により施設を閉鎖又は縮小する場合。

3. 利用者が要介護認定の更新で（自立または要支援）と認定された場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。

4. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- (1) 利用者が他の介護保険施設に入所した場合。
- (2) 利用者が死亡した場合。

第13条（退所時の援助）

事業者は、契約が終了し利用者が退所する際は、利用者及びその家族の希望、利用者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行います。

第14条（個人情報の保護）

施設は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。

2. 施設が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとします。

第15条（秘密保持）

事業者やその職員（退職後も含む）は、サービスを提供する上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。又、この守秘義務は契約終了後も同様です。

2. 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約に関する心身等の情報を提供できるものとします。

3. 前2項にかかわらず、利用者に係る他の居宅支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、利用者又は利用者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

4. 上記の情報提供に関しては、本契約の締結をもって同意を得るものとします。

第16条（衛生管理等）

施設は、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じると共に、医薬品、医療用具の管理を適正に行います。感染症については、医療機関との連携を密にして、その予防と早期発見に努めます。

2. 施設は、感染症または食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

- （1）施設は、感染対策委員会を1月に1回程度、定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を行います。
- （2）施設は、感染症または食中毒の予防およびまん延の防止のための指針を整備します。
- （3）施設において、介護職員その他の職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修を定期的を実施します。
- （4）前3号に定めるもののほか、施設は、別に厚生労働大臣が定める感染症または食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応をとります。

第17条（連絡義務）

事業者は、利用者の健康状態が急変した場合は、あらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに、医師に連絡を取る等必要な処置を行います。

第18条（事故発生の防止および発生時の対応）

施設は、事故の発生またはその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じます。

- （1）事故が発生した場合の対応および次号に規定する報告の方法等を記載した事故発生防止のための指針を整備します。
 - （2）事故が発生した場合またはそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実を報告し、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備します。
 - （3）事故発生の防止のための委員会および職員に対する研修を定期的に行います。
2. 施設は、入所者に対する介護老人福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村等、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
3. 施設は、前項の事故の状況および事故に際して採った処置について記録します。
4. 施設は、入所者に対する介護老人福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
5. 施設は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入します。

第19条（苦情対応）

事業者は、提供したサービスに関する利用者およびその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置します。

2. 事業者は、提供したサービスに関し、法第23条の規定による市町村が行う文書その他

の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。

3. 事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告します。

4. 事業者は、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法176条第1項第2号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。

5. 事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告します。

第20条（本契約に定めのない事項）

利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2. この契約に定めない事項については、介護保険法令その他関係法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

上記の契約を証とするため、本書2通を作成し、利用者[又は代理人]及び事業者が記名捺印の上1通ずつ保有するものとします

契約締結日 令和 年 月 日

[事業者]	住 所	福井県勝山市片瀬第15号22番地
	事業者名	社会福祉法人 勝山幸寿会
	代 表 者	特別養護老人ホーム さつき苑
		苑 長 平 泉 き み 枝 印

[利用者]	住 所	
	氏 名	印

[代理人・家族]	住 所	
	氏 名	印
		(続柄)